

許可番号第05810001595号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県横須賀市浦郷町五丁目2931番地98

氏 名 株式会社マルコ

代表取締役 平 由紀子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

横須賀市長 上地 克明



許 可 の 年 月 日 令和 4年 5月 1日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 4月 30日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鋳さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以上14品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

3. 許可の条件

(1) 廃棄物の搬出入については、周辺的生活環境に支障を生じないように実施すること。

(2) 廃棄物の保管は、建屋内で容器による保管であること。

(3) その他、事業計画に記載のとおり実施すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 5月 1日 許可の更新

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

## 保管を行う場所に関する事項

- ①所在地 横須賀市浦郷町五丁目2931番地98  
 面積 9,058㎡ (保管面積3,75㎡)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 保管上限  
 高さ 6㎡  
 高さ 3m
- ②所在地 横須賀市浦郷町五丁目2931番地98  
 面積 9,058㎡ (保管面積3,48㎡)  
 産業廃棄物の種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 保管上限  
 高さ 1,600ℓ  
 高さ 1.2m
- ③所在地 横須賀市浦郷町五丁目2931番地98  
 面積 9,058㎡ (保管面積1,69㎡)  
 産業廃棄物の種類 汚泥 (廃乾電池に限る。)、金属くず (廃乾電池に限る。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 保管上限  
 高さ 800ℓ  
 高さ 1.2m
- ④所在地 横須賀市浦郷町五丁目2931番地98  
 面積 9,058㎡ (保管面積4,00㎡)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 保管上限  
 高さ 2.9㎡  
 高さ 1.2m

